

平成25年 5 月 15 日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成25年 5 月 15 日
開会 11時10分 閉会 12時20分
- 2 場 所 役場 5 階会議室
- 3 出席委員 7 名
委員長 谷口和弥 副委員長 東口隆弘
委 員 寺林俊幸 小島智恵 増田武夫 斉藤 喜志雄 千葉幹雄
- 4 傍 聴 者 牧野茂敏 成田年雄 中橋友子 野原恵子 佐藤記者（勝毎）
- 5 説 明 員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 民生部長 川瀬俊彦
町民課長 横山義嗣 国保医療係長 合田利信
- 6 事 務 局 局長 野坂正美 課長 萬谷司 係長 佐々木慎司
- 7 審査事件 1 付託された議案の審査について
・議案第49号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
2 その他
- 8 審査結果 別紙

委員長 谷 口 和 弥

◇審査内容

(11:10 開会)

- 委員長（谷口和弥） ただいまから民生常任委員会を開会いたします。
審査に入ります前に各委員に申しあげます。担当部局より追加の説明資料が提出されましたのでお手元に配布してあります。みなさん、ございますか。
(はいの声あり)
- 委員長（谷口和弥） それではこれより議事に入ります。議題につきましては先ほど本委員会に付託されました議案第49号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査であります。
それでは本委員会に付託されました議案第49号、これについて理事者の説明を求めます。民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 議案第49号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。
はじめに配布資料の確認をさせていただきたいと思えます。
資料1から資料4まで4種類お配りしております。
資料1につきましては、国保税と費用負担の収支状況についてまとめたものでありまして、1枚ということになります。
資料2は改正する条例の概要についてまとめたものでありまして、8ページまでの3枚ということになります。
資料3につきましては、今回の税率改正に伴う国保税賦課額の試算表でありまして、12ページまでの4枚ということになります。
資料4につきましては、十勝管内市町村の税率一覧表でありまして、1枚ということになります。以上です。
はじめに今回の国保税条例の改正についてでありますけれども、一つ目といたしましては、国保会計は今後も厳しい状況が続く見込みであることに鑑みまして、やむなく税率の改正をしなければならないということ。
二つ目といたしましては、低所得世帯の負担軽減を図るために資産割を廃止するということ。
三つ目といたしましては地方税法の一部改正に伴う所要の改正を行うこと。大きく3点あることとなります。
それでははじめに第一点目の税率改正の理由、および引上げ額の算定根拠等についてご説明させていただきます。
一般的に国民健康保険特別会計につきましては国保加入者の医療費、後期高齢者医療への支援金、介護保険費用に掛かる納付金などの支出額から、ルールに基づく国および道の交付金や、一般会計からの繰入金など特定財源を除いた分を国保税で賄うということが基本原則となっております。
1ページをお開き願います。資料1、国保税と費用負担収支状況についてであります。1番上、(1)と書いてありますけれども、医療費の収支についてであります。平成20年度から平成24年度までの5年間の収支状況をまとめたものであります。

支出額につきましては①の欄の医療給付費総額のとおりでありまして、平成24年度では21億6,952万1,000円の見込みであります。

収入額につきましては②の前期高齢者交付金から⑦の基盤安定繰入金までの公費負担分が特定財源となりまして、⑧の国保税を加えたものが⑨の収入の計となるものであります。平成24年度では、1番右側になりますが、20億5,134万6,000円の見込みであります。

次にこの収入の計から支出額を引いたものが実質収支となりますが、これは網掛けした部分になります。平成24年度における医療費分の実質収支につきましては、1番右側になりますが、1億1,817万5,000円の赤字になると見込んでいるところであります。

続きまして(2)後期高齢者支援金の収支および、次のページになりますけれども(3)の介護納付金の収支につきましても、いま(1)で説明したのと同様、5年間の収支状況をまとめたものであります。(4)になりますけれども、(4)につきましては、(1)から(3)までの実質収支を集計したものでありまして、幕別町の国保会計に関しましては平成20年度から平成24年度までの5年間におきまして、総額、1番右側のちょっと小さくなった表でありますけれども、総額1億8,939万7,000円の赤字になるものと見込んでおります。これを5年間で割りますと、1年あたりの換算になりますが、単純平均として3,787万9,000円の赤字になります。

このような赤字になる要因についてでありますけれども、医療技術の高度化に伴いまして、高額医療費をはじめとした医療給付費が年々増加傾向にあることや、国保税の収入が横ばいであることなどによるものと分析しているところであります。このことは幕別町だけではなく、全国的な傾向でありまして、今後も国保会計は厳しい状況が続くものと認識しているところであります。そこでこのたび、国保会計の改善を図るためにやむを得ず国保税の税率改正をご提案させていただくことになったものであります。

次に税率改正による国保税の増収分についてであります。5年間の単純平均赤字額であります3,787万5,000円程度を確保するというを基本にしております。ただし、7割、5割、2割の法廷軽減措置がありまして、その分は公費で財源措置されますので実質的な増収としての増加分につきましては3,000万円程度となるように税率を設定したところであります。なお、応能応益の割合が50対50になるように配意しております。

次に二つ目の資産割を廃止することについてご説明させていただきます。近年、十勝管内の市町村におきましては資産割を廃止する傾向にありまして、現時点において帯広市、音更町、芽室町など7市町村が資産割を廃止しております。幕別町では法廷軽減を受けている世帯で資産割が付加されている世帯は891世帯で、全世帯の約2割を占めております。低所得世帯層の方に取りましては、応能分である資産割は大きな負担になっているものと分析しております。そこで資産割にかかる管内情勢や低所得世帯層の負担軽減を図るといったことなどの理由によりまして、本町におきましては平成25年度から資産割を廃止したいとするものであります。その影響分につきましては約2,000万円になりますけれども、その分を同じ応能分である所得割に求めたいとするものであります。

次に具体的な税率改正の内容についてご説明させていただきます。3ページをお開きください。資料2、改正条例の概要についてであります。この表につきましては1番左

の欄から順に右に向かって改正項目、関係条項、改正の内容、適用年月日、適用に関しまして記載しております。

改正項目1番、基礎課税分、いわゆる医療分ということになりますが、同じく2の後期高齢者支援金課税分、そして次のページ、4ページになりますが、3番、介護納付金にかかる個々の税率改正の内容につきましては、先ほどの本会議におきまして副町長が説明したとおりであります。

そして、これらの三つの合計についてでありますけれども、4ページの下段の表です。(参考)と書いてある表ですけれども、ここにまとめてあります。所得割につきましては0.8%の増。資産割につきましては、廃止なのでマイナスで14%という表記になります。均等割につきましては、一人あたり2,400円の増。平等割につきましては一世帯当たり、いわゆる特定世帯及び特定継続世帯を除いた世帯、一般世帯ということになりますが、そこでは2,300円の増。特定世帯では1,250円の増。特定継続世帯では1,775円の増ということになります。なお、特定世帯および特定継続世帯の関係につきましては法改正に伴うことですので、後ほど一括して説明させていただきたいと思っております。

次に5ページから7ページまでの上段の表のことについてであります。均等割と平等割の軽減額につきまして、7割軽減額、5割軽減額、2割軽減額を具体的に計算して表記したものであります。

次に今回の税率改正によりまして、個々の世帯ではどのような影響が出るのかについてでありますけれども、所得階層ごとにモデル事例を試算いたしましたので、それによってご説明させていただきたいと思っております。資料3になります。10ページをお開きください。資料3ですけれども、ちょっと言い忘れかもしれませんが、一人世帯の場合が9ページ、二人世帯の場合が10ページ、三人世帯の場合が11ページ、四人世帯の場合が12ページということで、4種類用意しております。幕別町におきましては、1世帯当たり平均1.9人の加入者でありますから、二人世帯のモデル事例で説明させていただきたいと思っております。

10ページをお開き願います。1番右上の小さな表なのですけれども、これにつきましては基礎課税と支援金分と介護納付金の三つの課税分を合計いたしました、最終的な税率ということになりますけれども、その現行税率と改正後の税率、およびその差額についてまとめたものが右上の小さな表ということになります。

続きまして、本表の方の大きな表の説明をさせていただきます。これにつきましては所得階層ごとに1番から8番までの八つの階層に区分しております。この表の真ん中の部分につきましては、これは資産割が現行で課税されている世帯の場合です。そしてこの表の右側の分、ここにつきましては現行で資産割が課税されていない世帯の場合ということで表を作っておりますので、その点について、そのようなことをご理解いただきたいと思いますと思っております。

最初に一番上の1の階層についてでありますけれども、給与収入で言えば0円から98万円、所得に換算いたしますと0円から33万円ということになりますけれども、この世帯につきましては、その下の方に70%と書いてあるのは、7割の軽減を受ける世帯ということになります。こういう世帯につきましては、所得割につきましては計算上、これ

は0円ということになります。資産割につきましては、この階層の平均資産税額が5万1,500円でありますので、現行ではこの金額に14%を乗じますと7,210円になります。改正案につきましては、資産割が廃止となりますので0円ということになります。

次に均等割額につきましては二人世帯で設定しておりますので、現行では右上の小さな表に均等割現行3万7,500円と書いてありますが、この3万7,500円に被保険者数の二人を掛け算いたしまして、7割軽減ですから、これに0.3掛けをしますと2万2,500円になるということです。同様に改正案では2万3,940円ということになります。

次に平等割額につきましては、現行では1世帯当たり4万1,500円ということになりますので、これを7割軽減いたしますと1万2,450円。改正後では1世帯当たり4万3,800円ですので、7割軽減いたしますと1万3,140円となります。それぞれ均等割額につきましては1,440円の増、平等割額に関しましては690円の増ということで、両方合わせて2,130円の増となりますが、資産割で7,210円が減となりますので、この三つを差引いたしますと5,100円マイナスになるということで見てくださいと思います。

続きまして、資産割が現行において付加されていない世帯、右側の表になりますが、この場合につきましては所得割、資産割ともに0円ということになりまして、均等割額は同様の計算ということになります。その結果2,100円の増ということになります。なお、右端の欄外にあります7,200円という数字でありますけれども、これは資産割が課税されていない世帯から、課税されている世帯の増減額を引き算した金額になりますので、この差ということで7,200円ということになります。なお、税額の計の欄の数字につきましては100円単位で端数調整しておりますので、個々の金額を足し算したものと一致しません。

以下、2番目の階層から7番目の階層までのモデル事例につきましては、同じような計算方法ということになります。最後になります8番目の給与収入ベースで930万円を超えるような世帯につきましては、改正案の合計欄を見ていただけますように77万円の上限になりますので、それ以上の方につきましては増減に影響は出ないということになります。

続きまして、今回の改正によりまして十勝管内市町の中で、幕別町の国保税率がどのような位置になるのかということについて示した一覧表が資料4ということになります。これは最後のページになります。13ページをお開きいただきたいと思います。

一番下の小さな表になりますけれども、これは幕別町の税率についての管内順位を、現行順位と改正後について記載したものであります。この数字の見方でありますけれども、最も高い税率の市町村が1位ということで順番に並べたものであります。改正後におきましても本町の順位に大きな変動はなく、管内で大体中間くらいの位置付けになるものと認識しているところであります。

次に7ページに戻っていただきたいと思います。三つ目の改正点についてであります。地方税法の一部改正に伴う所要の改正を行うという内容になります。この表のちょうど下段になりますが、5番、特定世帯等にかかる国民健康保険税の軽減特例措置の延長等についてであります。

はじめに8ページをお開き願います。次のページです。下段の方に「※1 特定世帯

とは」と記載しております。簡単に申し上げますと、国保世帯員の中から75歳以上になって後期高齢者医療に移行した方がいる場合、その世帯を特定世帯と呼びます。その特定世帯につきましては、国保税の軽減対象基準額の算定におきまして一定の配慮を受けるといったものであります。次に「※2 特定継続世帯とは」と表記しておりますけれども、この特定世帯が継続して6年目に入った場合、この6年目から8年目までの3年間は特定継続世帯ということになります。それが用語の意味ということになります。

それでは7ページにお戻りください。(1)国民健康保険税軽減制度にかかる特例措置の恒久化についてであります。このたびの法改正に伴いまして、この特例措置を5年間の時限措置から、恒久的な措置に改正するものであります。

続きまして8ページをお開きください。1番上です。(2)平等割軽減の延長についてであります。このたびの法改正に伴いまして、特定世帯において、現行では最初の5年間については世帯割額を半分にする措置となっておりますことを、さらに6年目から8年目までの3年間について、軽減割合は現在の半分から4分の1になりますけれども、結果としては最長8年間、平等割の軽減が受けられることになるものであります。

今回の税率改正につきましては、平成21年度以来、4年ぶりに行うものであります。先般、幕別町国民健康保険運営協議会におきまして、この改正内容を諮問いたしましたところ、国保会計の厳しい現状に鑑みるとやむを得ないことであり、適当であるという旨の答申をいただいているところであります。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

- 委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、これより議案第49号に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。増田委員。
- 委員（増田武夫） それでは何点かお聞きしたいわけでありまして、こうして国保会計が困難になってきているということは、全国どこの町村でも生じていることでもあります。そうした関係で、本町でも平均して3,000万円くらいの赤字になって、それをどこからかやはり徴収しなければならない。

いま本町において滞納世帯というのは、決算の数字なので1昨年の数字になりますか、18.4%、平成23年度です。毎年同じくらいの滞納率できているわけでありまして。そうしたことを考えますと、今回の改正で、一部資産割が課税されている世帯では若干下がるところもあるのですが、全体として負担が重くなる。一方で、ご承知のように町民の収入状況、所得状況というのは非常に厳しい状況にある。

そうしたことを考えますと、やはりこの不足した財源を加入者に上乗せして徴収することになれば、さらに滞納者、苦勞しておられる方を増やしていくことにならざるを得ないと思うのです。

そういうことを考えますと、確かに本町も一般会計からの繰り入れによって相当努力されていることは承知しているわけでありまして、そうした状況を考えると、今回の改正にあたって、一つは、その赤字になっていく分を一般会計からの繰り入れで対応していくという選択肢をなぜ取らなかったのかということをお聞きしたい。

それからもう一つは、いつも申しあげているのですけれども、この国保というのは、

ほかの健康保険と違って事業者が半分負担するとかっていう仕組みになっていないもの
ですから、やはりその役割を国が果たさなければならぬ。そういう関係にあると思う
のです。ところが昭和59年頃、国保の経費の約半分は国庫の負担で賄っていたものを、
近年ではそれが半減して、国保全体の経費の25%程度しか国が負担しないというよう
な状況になったことが、今日の加入者の経費の増に繋がってきているわけです。

こうした点を考えると、国の援助をしっかりと果たさせるという働きかけを町として
もしっかりしていかなければ、将来国保はパンクしてしまう。いまでも担税能力を超え
ての負担になっているということは、全国的にも2割以上が滞納世帯になっているとい
うことを考えれば、当然そういうことになっていくと思うわけです。

そうした点で、いま一般会計からの繰り入れをしようとする姿勢がないのか。それか
ら国に対してはどういう姿勢を取っているのか。そのことについてちょっとお聞きして
おきたいと思います。

○ 委員長（谷口和弥） 民生部長。

○ 民生部長（川瀬俊彦） まず第1点目の一般会計からの繰り入れについてであります。

平成24年度の国保会計につきましてはご承知のとおり、3月の補正予算におきまして
約1億円弱の一般会計からの繰り出しを計上させていただいております。これは国保会
計がその時点におきまして、かなり厳しい状況であるということが分かっておりまし
たので、いわゆる実質赤字補てんという意味での基準外繰り出しということになります。
これにつきましては、平成24年度では、それは実際はやったということでもあります。
今後につきましては、それぞれの年度におきまして収支状況がどのようになるか、そう
いうものをよく見極めたうえで、将来的にはこれは一般会計からの繰り入れはするの
かどうかという点につきましては、よく収支状況を十分に精査した中でこれは判断しな
ければならぬものだと思っております。

2点目につきましては、国保会計そのものにつきましては、これは確かに60歳で会社を
定年退職された方が国保に入ってくるというケースもかなりありますことから、年金
収入に移って国保会計は大変厳しい会計にならざるを得ない。こういうことは全国的に
同じことだと思っております。

国の負担につきましては、ルールでは32%分は国庫で入ってきて、残りの18%分につ
きましては国と道がそれぞれ9%ずつ調整交付金という形で、ルール上は入ってきてお
りますので、公費負担は5割あるというのがルールでありますけれども、ご存じのと
おり、調整交付金の分につきましては全国および全道において、これは所要の調整がされ
ますので、ぴったりという数字にはなりませんけれども、ルール上はそのような措置が
されているという認識はしております。

ただ、先ほど申しあげましたように国保会計につきましては、他の被用者保険と比較
しますと大変運営が厳しいというのはこれは現実でありますので、これは引き続き町村
会等を通して、国に対しては国保に対する手厚い措置がされるように要望を続けてい
きたいと、そのように思っております。

○ 委員長（谷口和弥） 増田委員。

○ 委員（増田武夫） 最初にも申しあげましたけれども、努力されて一般会計からの繰り

入れなどもやっているということはわかっているわけですが、しかし、こうして平均で5.7%ですか、引き上げになるということになれば、さらに町民の払う努力というものを求めることにならざるを得ない。そうした中では、滞納世帯も増えるのではないかというふうに予想するわけなのです。

やはりそうした状況を、特に国保税というものが一般の住民税などと違って、結局非課税世帯。非課税世帯というのは、ぎりぎりですべて税金を払わなくてもいいという世帯からも、平等割だとかいろんな形で、極端なことを言えば収入が0円の人にも負担を求めるということで、本来の生活費に非課税だという税の姿勢とは相いれない掛け方をしているわけです。そういうことを考えますと、やはり一般会計からの繰り入れをもう少し増やして、そして税率の改定をしなくてもいいような方法ですべきではないか。そのように思うわけです。

今度の一般会計の認定されたあれでも、いろいろな状況の中で2億2,000万円を基金の方に戻しているとか、余裕ができた関係で庁舎のあれに5,000万円積み増すとか、そういうことで一般会計もその気になればもう少し繰り入れを増やしてもやりくりでやっていける状況というのはあると思うのです。やはりそうしたことを考えると、ぜひとも一般会計からの繰り入れを増やすことによって、引き上げを思いとどまるべきではないか。そのように思うわけですが、再度答弁を願いたいのです。

同時にいま言いましたように、国保の税というのは所得の低い人、それこそ第1段階の所得が0円から33万円の人たちにも掛けるわけです。当然、負担能力を超えて掛けているわけですから、そういうことを考えれば改定するにしても、やはりそういうところには掛からないように配慮すべきだと思うのです。

こういう仕組み上、そこを0円にすることができないというのであれば、町の独自の施策として、しっかりと払いたくても払えない人に対する減免の措置を行うべきだというふうに思うのです。だからこの二人世帯で資産割が付加されていない世帯では、年間2,100円増えることになるわけですが、所得がないわけですから、これはなかなか2,100円と言っても非常に大変なことになると思うのです。

一つ伺いたいのは、第1段階で資産割が付加されている世帯は5,100円減税になるということですが、この付加されている世帯と付加されていない世帯の割合。私が考えるにはこういう所得の少ない人で資産割が付加されている世帯というのは、ほんの一握りだと思うのですが、その割合が、戸数でもいいですし、割合でもいいですが、どのようになっているか。その点も伺っておきたいと思っております。

- 委員長（谷口和弥） 町民課長。
- 町民課長（横山義嗣） 資産割が付加されている世帯、第1段階の方につきましては453世帯で、全体で35.9%になります。第1段階、33万円以下の方については453世帯ということになります。
- 委員長（谷口和弥） 副町長。
- 副町長（高橋平明） 基本的に国保制度を成り立たせているのは、相互扶助の精神というのが第1番目にあります。いま多くの市町村が国民健康保険税という形で負担金をいただいているところでありまして、相互扶助という精神からいくと、基本的には

それぞれが負担をし合うという意味であれば、保険料という形で選択する道も、これは国保制度上、認められているわけでもあります。現実、帯広市は国民健康保険料という形で賦課をさせていただいております。ただ、一般的に税が多いのは、やはり徴収ですとか、納税意識の向上という観点から、税というのを選択している市町村が多いと思っております。

そういった中でいいますと、一般会計からの繰入金のことをおっしゃられましたけれども、一般会計からの繰り入れは基本的にはルール分のみにするべきではないかと私どもは思っております。それはなぜかといいますと、国保会計の負担に一般会計からお金を出すということは、国保会計加入者以外の方からの分も国保会計に投入をしてしまうという形になります。こういった部分につきましては、やはり基本的には国保会計の分については、国保の加入者から負担をしていただくという基本的な考え方に基づいて国保の中でやりくりをしていきたいと思っておりますけれども、現実、増田委員がおっしゃられるとおり、国保会計は大変厳しい状況にあります。これは私どもの町だけの問題ではなくて、おそらく全国的に国保を運営している市町村の1番の問題であろうと思っております。

そんな中で、私どもが一般会計からの繰り入れを今回決断させていただきました。それは1億円という金額でありますけれども、それは当然うちの財政状況もありますけれども、やはり被保険者の方のご負担がどの程度まで求めることができるのか、そういった観点。あるいは国保に加入していない、ほかの被用者保険に加入している方々のご理解を得られる範囲の金額という判断をさせていただいたときに、妥当な金額というのが当然出るわけではないのですけれども、いま現実的には1億円は今年の3月の時点では国保会計に入れさせてもらいました。

ただ、これが赤字分全てをカバーするような負担を現実的にこれから先もずっとやっていけるのかという問題もございます。そういったこともございまして、いま求められる分については被保険者の方に求めていかなければならないという思いもあります。

ですから、赤字分全部を値上げするという考え方は持っておりません。赤字分のいくらかでも被保険者の方に負担をしていただきながら、一般会計からの繰り入れも考えながら、その中で何とか国保会計そのものを健全に運営していきたいという思いであります。

もちろん国保制度は国の基本的な制度でありますから、増田委員がおっしゃられたとおり、国がもっと国保制度の改善に力を入れていただかないと、本当に国保制度そのものが壊滅する。このような思いは地方の市町村はみんな持っていますので、町村会を通じて、いままでも声を上げましたけれども、これから声をあげていきたいと思っております。

- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） お互いに助け合ってやっていくのだということでもありますけれども、この税ということになれば、やはり最低の生活費には掛けないというのが税の、生活費非課税というのが税の基本的な姿勢だというふうに思うのです。そのことを考えると、この国保税の場合に、いま言いましたように、収入のない人にも支払いを求める。これ

はやはり何としても直していかないと、払えないわけですから。それでこれだけの滞納者が出てくるわけです。そうした点から言えば、何らかの減免措置を別な形でもいいからぜひとるべきだと思うのです。

そしてほかの住民の理解が得られるかという話もありましたけれども、いま国保とほかの健康保険との掛金を比較すると、国保が、抜群に負担が高い。これは間違いない事実なのです。そういうことを思えば、これは十分に住民の理解が得られる措置として一般会計からの繰り入れも、もう少し努力してやることは理解が得られていく政策的な措置だと思うのですけれども、この減免制度の拡充をやはりすべきだ。町の姿勢としてすべきだ。そうでなければこの値上げというのは認めることができないと考えるわけです。

もう一つ聞いておきたいのは、今度の国保の会計の中で前年度繰上充用金というのが4,000万円組まれているのですけれども、こうしたものも先ほどの3月の補正で1億、一般会計からの繰り入れをしたという話でしたけれども、こういうやり方でなくて、やはり一般会計からの繰り入れをこれに充てるべきではないかと思えますけれども、これからもこの前年度繰上充用金というような形の手法を取っていかれるのかどうか。

- 委員長（谷口和弥） 副町長。
- 副町長（高橋平明） まず、低所得者に対する軽減制度ですけれども、もちろんご存じのとおり法定の軽減制度はございます。それ以外にも、私どもは一律に軽減をするのではなくて、それぞれの個々の事情に応じてご相談をさせていただきたいということであるような呼びかけも行っておりますし、合わせてその収納対策の一環ではありますけれども、滞納者との面談の中ではこういった制度もありますし、減免することもお話の内容によってはできますということも説明をさせていただいております。そういった部分をより一層充実して今後も進めてまいりたいと考えております。

それと、いまおっしゃられました繰上充用金のことでもありますけれども、これはやはり国保会計の支払いが実質5月まで続きます。例えば平成24年度の支払いというのが5月まで。そして請求が来るのが3月の中頃でございます。ですから、いくら赤字になるかとか、いくら赤字になるかならないかということも含めて、なかなか予測が難しい部分がございます。たまたま今回は赤字になるということが確定をいたしましたので4,000万円の繰上充用をさせていただきましたけれども、決して繰上充用ありきで会計運用を行っていることではありませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） ちょっと長くなってしまったので簡単に意見だけ述べたいと思うのですが、今度法改正に伴う二つの点がやられたと思うのですけれども、一つは後期高齢者医療制度の関係で軽減特例措置を3年間延長するという、2分の1を4分の1に引き下げて3年間延長するというものです。これも後期高齢者医療制度を本来であればなくすということで政権交代などが行われたにもかかわらず続いている関係で来るのですけれども、軽減率が4分の1に引き下げられるという点で、これも国の措置でありますけれども同意できないという問題。

それから保険財政共同安定化事業と高額医療費共同事業のこれを恒久化していくのだという問題ですけれども、これについて国はこの国保の事業というものを広域化してい

こうということの一環として、いろいろなものを県単位でやろうとしていることの延長でありまして、やはり後期高齢者医療制度もそうですけれども、町から離れて広域化していくことは住民の意見が通りにくくなって、いろいろな措置もしにくくなるということで、広域化には同意できないということで、これについても同意できない内容だと思います。以上です。

- 委員長（谷口和弥） 答弁はいいですか。ほかに質疑はありませんか。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 議案第49号でありますけれども、国民健康保険税の条例の一部を改正するということであります。

基本的に非常に厳しい時代になってきておりまして、いままでは所得が少ない方、あるいはない方にも資産割ということで、土地、あるいは家を持っている人に対して一定の負担を強いてきたということでもありますけれども、いま説明を聞きますと、すう勢として資産割をなくする方向にあるということでもありますから、それは一つの流れなのかと思っております。そこでその減った分を当然加入者で負担をしていかななくてはならない。これはどこに求めるかというのはそれぞれの考え方もあろうかとは思いますが、ただいづれにしても基本的には加入者で負担をしていく。減った分はどこかで増やしていくということはやむを得ないのだろうとは思っています。

そこで増田委員から一般会計で云々という話もありました。それも一つの方法だとは思いますが、ただ現在、説明にあったように1億円あまりの一般会計から繰り出しをしているということも考え合わせると、なかなか恒常的に多額なものを一般会計から繰り出しするというのは非常に困難なのだろう。中身を見ても加入者がおそらく人口の半分くらいでしょうか。それが全体の税でそこに多額なものを入れていくということに対しては町民の理解もどうなのかという思いもしますので、基本的な考え方として私はやむを得ないのだろうという考え方をしております。

そこで、それはそれとして、単年度の収支、これは私なりにちょっと調べたのですが、平成20年度は400万円くらい赤字で、平成21年度は3,000万円の黒字。平成22年度が4,100万円の黒字。そして平成23年度が8,000万円の赤字。そして平成24年度が1億7,600万円程度の赤字。極端に赤字がこの2年間で増えています。これらの原因を先ほど聞いていますと、高額医療費が極端に増えてきて赤字になる要因になったということでもありますけれども、これはその一過性の、例えばインフルエンザだとかそういうことではなくて高額医療ということになってきますと、医療の質、レベルを高めていくと当然こういった結果になっていくわけがあります。

今後こういったことが増えることはあっても減ることはないのだろうというふうに思われるのですが、そう考えていきますと、今回その見直しに3,000万円程度の収入増になるということでもあります。果たしてこれらがこういった平成23年度の8,000万円の赤字。平成24年度が1億8,000万円くらい。1億円くらいずつ増えていく状況にあって、来年度増えるというあれはないのですが、ただ毎年増えていくだろうということは類推できると思うのです。今回の見直しが4年ぶりの見直しだということでもありますけれども、これは毎年見直しするというにもならないでしょうから、今後こういった状況、総合的に判断して一定程度、何年になるのかはわかりませんが、こうい

った今回の見直しで3年なり4年なり持ちこたえることができるのかという心配を私はするのですけれども、その辺の見直しについて、あくまでも見直しですけれども、お聞かせをいただきたい。

それと一昨年から小学校6年生まで医療費の無料化に踏み切ったわけでありましてけれども、それは、私は推進する立場なのですけれども、これらの影響額というのはあまりにも赤字が大きくなってくるとちょっと心配になってくる部分もないわけではないのですけれども、これらの影響額はおよそで結構ですけれども、どのくらいあるのか教えていただきたい。以上。

○ 委員長（谷口和弥） 町民課長。

○ 町民課長（横山義嗣） まず1点目の、今回3,000万円を増額させていただいて、今後の状況ということなのですが、医療費は千葉委員がおっしゃるとおり年々増加の傾向にあります。ですから今後も厳しい状況にあるということは間違いないと思います。ただ、医療費の状況についてはインフルエンザ以外にも増えたり減ったりすることがあると思いますので、先ほど委員も言われましたとおり、その年度ごとに状況を考えながら判断をさせていただきたいというふうに思っております。

ですが、平成25年度につきましてもまだ全然見えていない状況でありまして、診療報酬の請求というのは2箇月遅れで来るものですから、本年度の状況もまだ見えていない状況なので、年度末近くなってから状況を見させていただきながら判断をさせていただきたいというふうに思っております。

2点目の小学校までの無料化による影響額なのですが、これは福祉医療ということで町の方からお金を入れているわけなのですが、重度の方ですとかひとり親の世帯等も含めまして小学生まで無料化における影響額としてはおよそ1,500万円程度ではないかと推計しております。

○ 委員長（谷口和弥） 千葉委員。

○ 委員（千葉幹雄） 小学生の医療費の無料化についてはわかりました。前段のこういう状態が続く中であって、今回の見直しで3,000万円、収入増になるわけでありましてけれども、そういったところで大丈夫なのかという質問であったわけでありまして。年度末に判断したいということなのですけれども、その判断というのは再度またこの料率を見直しをするのか、あるいはまた一般会計から多額なものをまた持ち出すのかという判断を年度末にするということか。ただ、私はいま聞いていて「えっ」と思ったのですけれども、一般会計から持ち出すのも限界があるということは事実。そして料率の見直しも、昨年やって、今年また見直しをしますということに果たしてなるのかどうかということです。

これは非常につらいのだろうとは思いますが、ある程度先を見越して2、3年はこれで持つというくらいまで見直しをしないと、毎年見直しをするということには僕はならないような。高くしろ、見直せという意味でいま言っているわけではないけれども、やはりある程度2、3年のスパンで見ないと、毎年見直しをするということになるのかという気がします。

それと先ほど言ったように、今回こうなった原因というのは一過性のことではなくてこれからますますそうなるであろうという原因ですから、これは今回見直しすることは

反対するわけではないけれども、ある程度2、3年のスパンのことを考えて立場に立って見直しをしないとかがなものであるかというふうに思うのですけれども、その辺はどうですか。

- 委員長（谷口和弥） 町長。
- 町長（岡田和夫） おっしゃるとおり国保会計が厳しい状況がずっと続いているわけがあります。

一般会計の繰り入れもいろいろあちこちの町村でやっております。町村長も集まるとそういう話題になるのですけれども、先日、音更町は全部で2億数千万円を繰り入れした。芽室町は事情があって1年、2年、赤字でそのまま置いてある。どこかではやらなくてはならないだろうと。そういったことでうちは今回1億円の繰り入れと3,000万円の改正を行った。

それからもう一つ先ほどお話がありましたように、国に対する要望等、実は来年消費税と社会保障の一体改革ということがいま言われております。その中で先日の新聞をちらっと見ますと、まず軽減額を国は増やす。いわゆる全体の5割以上が何らかの軽減の対象にしたいというようなことを言っています。あるいは市町村に軽減のために500億円を投じる。あるいは基盤安定整備のために、これも市町村に170億円投じる。こういったことが実際に決まってみて入ってこなければわかりませんが、ある意味ではそういったものにも期待もしながら、さらに国に対する要望も強めていかなければならないというふうに思いますし、いまおっしゃられたように一般会計からの厳しい状況ではありますけれども、毎年毎年負担を上げていくなんていうことは、これはできないわけですから、そういったことを踏まえながら、なんとか最低の負担の中で町としても努力をしていく。あるいは国に要望していく。そういった中で綱渡りのなところも多分にありますけれども、何とか健全財政に努めてまいりたいというふうに思っております。

先ほどにもお話ありましたように医療費もかなりその年によって波があるというのも現実であります。そういったことも踏まえながら、なんとかご理解をいただく中から安定的な運営に努力をしてみたいというふうに思います。

もう一つはちょっとお話ありましたけれども、国は都道府県にこの制度を下したいということで盛んに言っているわけであり、後期高齢者と同じようなところへ。ところが国は赤字のまま都道府県にやるといったってこれは絶対受けるわけがないわけですから、もっと国の負担を増やし、そして健全な財政化ができる段階で移すというならいいのですけれども、いまのなかではなかなかこれも難しいのかと思っておりますけれども、いろんな課題を抱える中で、私どももいい方向に向かうように努力をしてみたいというふうに思っております。

- 委員長（谷口和弥） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 大体了解しました。後段、町長おっしゃられたように、やはり国の制度の抜本的な改正がなければ根本的な解決にならないと思うのです。増田委員もおっしゃっていましたが、やはりこれは都道府県も関係があることですから、負担しているわけですから、地方6団体になるのかどうかはわかりませんが、町村はそれぞれ値上げをしながら努力をしていくのと並行して、国に対して強く要望していくべ

きだと思えます。答弁要りません。

- 委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。小島委員。
- 委員（小島智恵） 医療費の増大というお話がありましたけれども、新聞紙上でもちょっと見たのですけれども、特定検診の受診率を高めるなど予防医療の重要性を訴えることを強化したいというお話しが新聞紙上では書かれていたのです。本当に難しい問題ではあるのですけれども、やれるところからやはりやらなくてはいけないというふうな思いを持っております。

特にお年寄りだと高額医療の話がありましたけれども、どういう内訳かはわかりませんが、特に投薬の種類だとか量はすごく多いのかと、薬漬けに随分なっているお年寄りが多いのではないかと。副作用の心配もありますし、その辺はちょっと行政の方からは医療のことなので言えませんけれども、ただ、厚労省の方でも後発医薬品、ジェネリックを使うような推進をされていますけれども、町としてもそういった薬価の低いもの、そういったものをできるだけ使っていただくような進め方はされていないのか。それについてお伺いします。

- 委員長（谷口和弥） 町民課長。
- 町民課長（横山義嗣） 後発医薬品、ジェネリック薬品なのですが、町といたしましても被保険者の方に対しては啓発用資材を窓口に置いたり、配布したりして、処方される薬品については、ジェネリック薬品を使用していただくように啓発活動を行っているところであります。ただ医療機関につきましても、なかなか申しあげられるような状況にもなっていないので医師会等にもご相談を申しあげながら薬価の低減に努めていきたいと思っております。
- 委員長（谷口和弥） 民生部長。
- 民生部長（川瀬俊彦） 私の方からちょっと補足させていただきますけれども、これは医療費の総額を抑制していくということは、保険者として取り組んでいかなければならないことだと思っております。そのためにいま小島委員からもいろいろとお話がありましたけれども、一つは後発医薬品を使うことの啓蒙です。そういうことにつきましてはパンフレットを配ったりして、これはやっております。

それと医療費、自分がどれくらい1年間で使っているのか、そういう医療費の通知等についても現在はやっておりますけれども、これも引き続きやって、本人の自覚を促していくということについても引き続き取り組んでいかなければならないと思っております。

それと特定健診でありますけれども、いわゆる生活習慣病を克服すると、そういうことも医療費の低減に繋がっていくと思っておりますので、これは町としましては、例えば眼底検査とか心電図の検査も新たに加えて、そういう特定健診が受診者が増えるような努力もしておりますので、そのようなことでなるべく予防と言いましょか、病気が早期に発見して早期のうちに直していただく。そういうようなことを被保険者のみなさんに呼びかけて、医療費総体が抑制されるようなことにつきましては、町は保険者としてやはり努力していきたいと思っております。

- 委員長（谷口和弥） 質疑を打切ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

- 委員長（谷口和弥） それでは議案第49号に対する質疑は以上で終了します。説明員の方、どうもありがとうございます。説明員の退席のため暫時休憩します。

(暫時休憩)

- 委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。本議案に対する各委員のご意見をお伺いします。かなり質疑の中でも、ご意見という部分に係わって述べられたということもあるのだとは思いますが、なるべく重複しないように要点をまとめて発言をしていただけたらと思います。ご意見のある方は挙手をお願いします。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 先ほども申しあげたのですが、今回の条例改正やむなしというふうな考え方に私は立ちたいと思います。
- 委員長（谷口和弥） 増田委員。
- 委員（増田武夫） 先ほども言いましたが、担税能力を超えた負担を強いるということはやはり避けるべきだ。だから減免制度の拡充なんかとセットであり、やるべき引き上げだとそのように考えます。
- 委員長（谷口和弥） ほかに意見はございませんか。寺林委員。
- 委員（寺林俊幸） 国民健康保険税の条例の改正について、私はやむを得ないのだろうというふうに考えます。やはり決算にもありましたように、一般会計から1億円のお金を入れて何とかやりくりをしているというようなこと。やはりこういうことはなるべくであれば国民健康保険加入者ががんばって負担をしていくことが望ましいのだろうというふうに思います。最低限のそれぞれの加入者の努力ということも必要ではないかというふうに考えます。以上です。
- 委員長（谷口和弥） 意見が出尽くしたようであれば、討論、採択に入りたいと思うのですが、そのようにしてよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

- 委員長（谷口和弥） それでは討論というふうにしたいと思います。発言のある方挙手をお願いします。増田委員。
- 委員（増田武夫） 反対討論。先ほども述べたのであれなのですが、やはり担税能力のない人に強いていくというやり方は避けていくべきことだと思います。そうした点で、こうした形で加入者に負担を求めるということについては、他のいろいろな措置を講じたうえでやっていくべき施策だと思いますので、反対いたします。
- 委員長（谷口和弥） ほかにいかがでしょうか。それでは採決に入ってよろしいでしょうか。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 賛成討論。重複しますが、この国民健康保険制度の趣旨からいって基本的にはやはり健康保険料で賄うというのが原点ですので、それらを考えると今回の見直し、特に中身を見ますと低所得者に対して負担を軽減するという中身でありますから、私はもちろん反対する理由はありませんし、減った分を他に求めるということでもありますけれども、それはやむを得ない改正なのだろうと思います。よって賛成の立場であります。

- 委員長（谷口和弥） それでは採決に入ってよろしいでしょうか。
（はいの声あり）
- 委員長（谷口和弥） それでは採決に入らせていただきたいと思います。議案第49号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（起立者あり）
- 委員長（谷口和弥） ご着席ください。起立多数であります。従って議案第49号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決いたしました。
それでは採択するという事に決定いたしましたけれども、この後の委員会報告については委員長、副委員長に一任をいただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（谷口和弥） 異議がないということですので、そのようにさせていただきますというふうに思います。
それではこれで本日の案件は終了いたしました。これを持って本日の委員会を閉会いたします。
（12：20 閉会）